

第 28 回泉区和泉町住居表示検討委員会

平成 27 年 7 月 21 日（火）

午前 10 時～

泉区役所 1 A 会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議題

(1) 第四次地区 住居表示実施説明会開催チラシ配付後の問合せについて

(2) 第四次地区の住居表示実施に向けたスケジュールについて

(3) 第五次地区 町名の設定について

(4) 次回検討委員会について

4 閉会

住居表示実施説明会開催チラシ配付後の問合せについて

1 配付結果について

配布期間：平成27年7月13日(月)から平成27年7月17日(金)まで

2 チラシ配布後の問合せについて

	質問内容	回答・対応内容
◇説明会の内容について		
	日程的に説明会に出られそうにない。どうしても出なければならないのか。	参加は必須ではありません。八月中旬にお配りする「住居表示のしおり」の内容をご説明する会ですので、まずはしおりをご確認ください。不明な点等ございましたら、電話等でお問い合わせください。

《参考》 説明会の予約制について

8月15日(土)と8月23日(日)の開催では、参加人数が開催場所の定員を超える可能性があるため、事前予約制とします。

- ・ 予約方法 : 電話予約(先着順)
- ・ 予約先 : 横浜市市民局窓口サービス課
- ・ 予約期間 : 7月30日(木)から開催日前日まで
- ・ 予約時受付内容 : 参加者氏名を記録 受付番号を発行

泉区和泉町第四次地区の 住居表示実施について説明会を開催します

お住まいの地域は、平成27年9月7日(月)に住居表示の実施を予定しており、これまでお使いの住所が変更となります。

つきましては、住所変更に伴う手続等について、8月上旬ごろに配付する「住居表示のしおり」に沿って説明しますので、いずれかご都合の良い日にご参加ください。

1 会場・日時 (会場の場所は、裏面の地図をご覧ください)

(1) 開催会場

泉区役所 4階 4ABC会議室 (泉区和泉町 4636番地2)

※ 会場への自動車や自転車でのご来場は、ご遠慮ください。

※ 休日・夜間入口よりお入りください。(裏面地図参照)

(2) 開催日時

①	平成27年8月15日(土)	10時から	※要予約	定員120名
②	平成27年8月15日(土)	13時から	※要予約	定員120名
③	平成27年8月18日(火)	19時から		定員120名
④	平成27年8月23日(日)	10時から	※要予約	定員120名
⑤	平成27年8月27日(木)	19時から		定員120名
※ 当日は8月上旬ごろに配付する「住居表示のしおり」をお持ちください。				
※ それぞれ定員になりましたら、お手数ですが他の会場にご参加ください。				

(3) 要予約の回について

15日と23日は混雑が予測されるため、予約制とさせていただきます。

ア 予約対象日

平成27年8月15日(土)

平成27年8月23日(日)

※予約なしで来場された場合

定員に達している場合、他の開催日をご案内させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

イ 予約方法

予約開始日 : 平成27年7月30日(木) 10時から

(ア) 電話での予約

予約用電話番号 : 045-671-2321

※おかけ間違いのないようご注意ください

予約受付時間 : 8時45分から17時まで

(イ) 電子メールでの予約

予約用メールアドレス : sh-juyoyaku@city.yokohama.jp

記載頂く事項 : 参加者全員のお名前、ご希望の予約回

※予約にあたり頂いた個人情報、説明会の予約及び当日の受付時のみ使用することとし、他の目的には使用しません。

予約アドレス
QRコード



2 説明内容

住居表示実施に伴う住所等変更手続について、「住居表示のしおり」に沿って説明します。

■新しい町の名前は

和泉中央南四丁目、五丁目 です。

■住所の表し方

〈現在の住所は〉 横浜市泉区和泉町〇〇〇〇番地〇

〈新しい住所は〉 横浜市泉区和泉中央南〇丁目〇番〇号

※新しい住所は8月中旬頃別途郵送される「通知書」をご確認ください。通知書は、住所等変更手続の際に、証明書としてご利用いただけます。

3 説明会会場

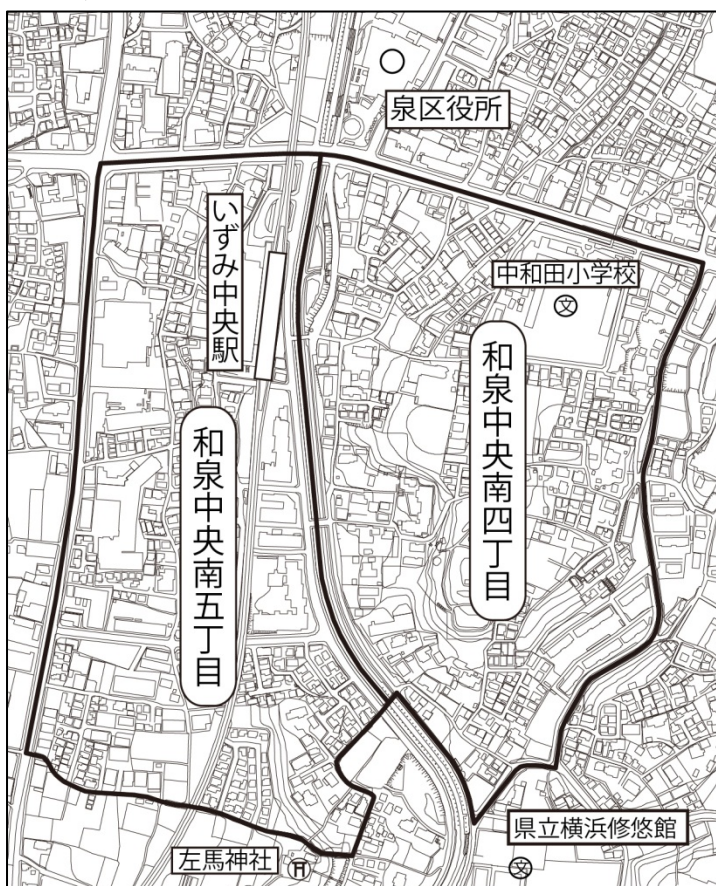
区役所入口について

開庁時間外のため、夜間・休日入口よりお入りください。



4 住居表示実施区域

住居表示実施の対象となる区域は、以下の範囲です。



第四次地区の実施までのスケジュールについて

平成 27 年 1 月	<p>横浜市住居表示審議会</p> <p>住居表示の適正な実施を図るために「横浜市住居表示審議会条例」に基づき設置されている市長の諮問機関で、新町界・新町名案が実施基準を満たしているか等について審議し、了承を頂きました。</p>
1 月下旬から 3 月下旬まで	<p>基礎調査</p> <p>新住所の街区番号及び住居番号を決めるため、横浜市の委託業者が、街区を形成する道路等の調査や家屋の建ち並び状況の調査を行います。</p> <p>なお、基礎調査の実施について対象地区にお住まいの方にお知らせするため、平成 27 年 1 月下旬に自治会・町内会で回覧していただきました。</p>
2 月	<p>案の公示</p> <p>審議会で案が承認されると、新町界・新町名案を広く事前周知するため、「住居表示に関する法律」第 5 条の 2 第 1 項に基づく公示を、2 月 25 日の横浜市報に、掲載いたしました。</p>
4 月上旬から 9 月上旬まで	<p>居住調査開始のお知らせ及び居住調査</p> <p>「通知書」発行の対象となる方、事業所の有無などについて、横浜市の委託業者が各戸を訪問し、調査を実施中です。</p> <p>なお、居住調査の実施について対象地区にお住まいの方にお知らせするためのチラシは、平成 27 年 4 月 8 日に全戸配付完了しました。</p>
5 月	<p>横浜市会</p> <p>住居表示に関する法律第 3 条第 1 項及び地方自治法 260 条第 1 項に基づき、新町界・新町名案等を横浜市会に提案を行い、議決を頂きました。本議決によって、新町界・新町名が決定しました。</p>
7 月	<p>実施の告示</p> <p>平成 27 年 7 月 3 日発行の横浜市報にて、新町界・新町名案、住居表示実施日の告示を行いました。</p>
8 月	<p>新住所通知・地元説明会開催のお知らせ及び地元説明会</p> <p>住居表示実施日の約 1 か月前に、新住所を通知します。併せて住居表示実施に伴う住所変更等手続について案内する「住居表示のしおり」や住居番号表示板、新旧住所案内図などを全戸配付します。</p> <p>また、住所変更等手続に関する地元説明会を開催します。地元説明会開催のお知らせのチラシは、平成 27 年 7 月 13 日から平成 27 年 7 月 17 日の間で全戸配付を行いました。</p>

9月	<p>住居表示実施</p> <p>実施日は平成 27 年 9 月 7 日(月)になります。</p> <p>住居表示実施日以降は、住居表示に関する法律第 6 条第 1 項に基づき、新住所をお使いいただきます。</p> <p>また、実施日以降に、住民の方々に住所変更等手続きをお願いします。</p>
----	--

第五次地区の町名の設定について

平成 28 年度、平成 29 年度実施予定の泉区和泉町住居表示第五次・第六次地区の町名について、案を作成しました。つきましては、それぞれの案のメリット、デメリットを以下に記しますので、ご検討をお願いします。

○ 町名案①

メリット

- ・住居表示実施の際、第五次で一丁目から三丁目、第六次で四丁目から六丁目までと、切りがよくわかりやすい。
- ・分かりやすい町づくりのために行っている「町は一筆書きで書けるように配置する」という慣例に従い、町の設定を行える。

デメリット

- ・立場駅、いずみ中央駅(以下 両駅)どちらから見ても長後街道沿いに町名が並ばず、分かりにくくなる可能性がある。

○ 町名案②

メリット

- ・住居表示実施の際、第五次で一丁目から三丁目、第六次で四丁目から六丁目までと、切りがよくわかりやすい。
- ・分かりやすい町づくりのために行っている「町は一筆書きで書けるように配置する」という慣例に従い、町の設定を行える。
- ・一丁目の設定を、和泉町住居表示第一次地区から第三次地区と同じように南東部に設定できる。

デメリット

- ・両駅から見ても長後街道沿いに町名が並ばず、分かりにくくなる可能性がある。

○ 町名案③

メリット

- ・両駅から見ても長後街道沿いに町が並び、分かりやすい。
- ・一丁目の設定を、和泉町住居表示第一次地区から第三次地区と同じように南東部に設定できる。

デメリット

- ・四丁目から五丁目のつながりがなく、分かりやすい町づくりのために行っている「町は一筆書きで書けるように配置する」という慣例から外れてしまう。
- ・早急に第六次地区の実施区域、町名、町界を決定しなくてはならない。
(案の地元説明会のため、現地調査を含め 9 月中旬までに確定しておかないといけない)

町界案

和泉中央北五丁目

和泉中央北一丁目

⑤

①

④

③

和泉中央北六丁目

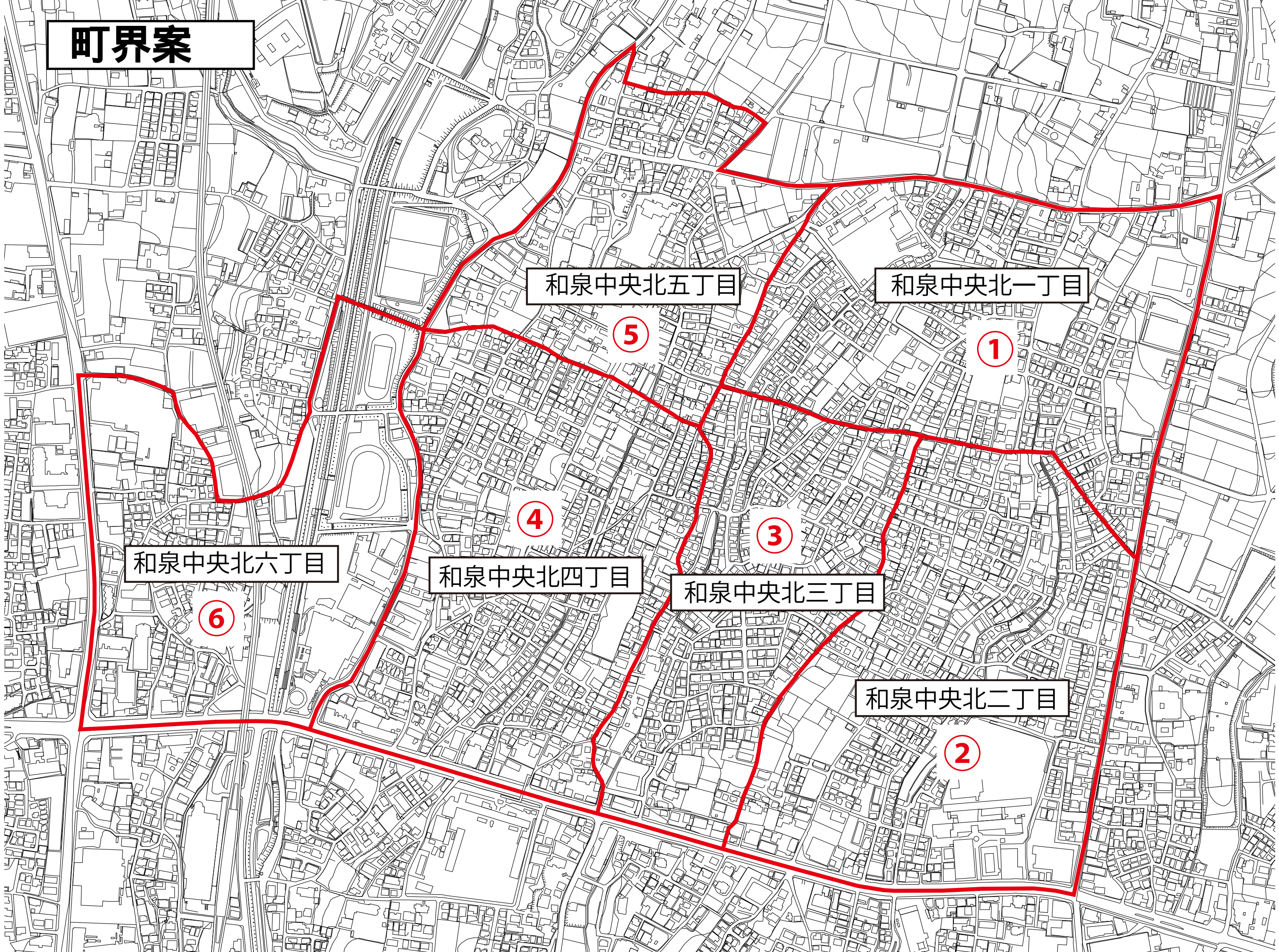
和泉中央北四丁目

和泉中央北三丁目

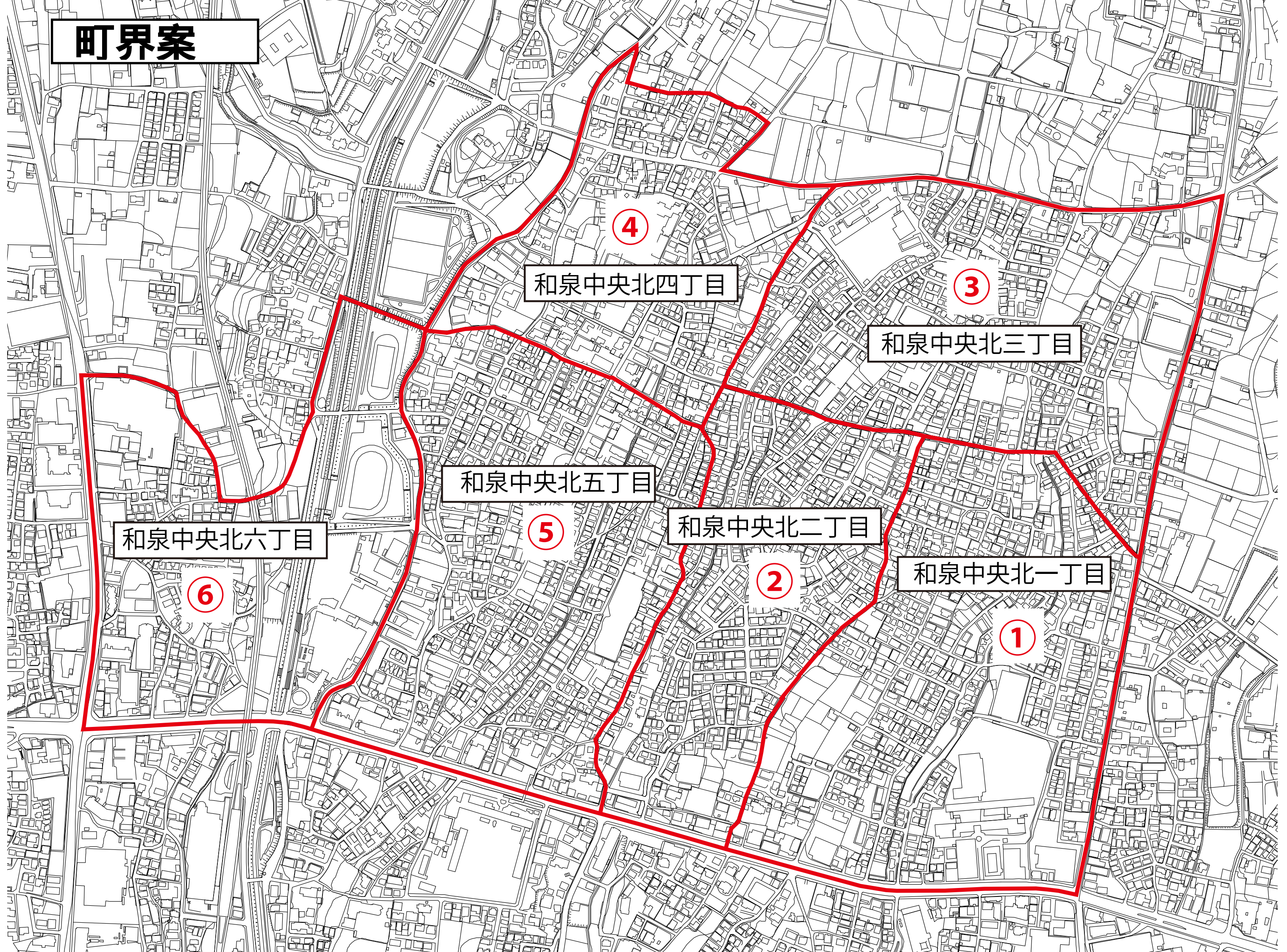
⑥

和泉中央北二丁目

②



町界案



④

和泉中央北四丁目

③

和泉中央北三丁目

和泉中央北五丁目

⑤

和泉中央北二丁目

②

和泉中央北一丁目

⑥

和泉中央北六丁目

①

町界案

和泉中央北六丁目

⑥

和泉中央北五丁目

⑤

和泉中央北二丁目

②

和泉中央北四丁目

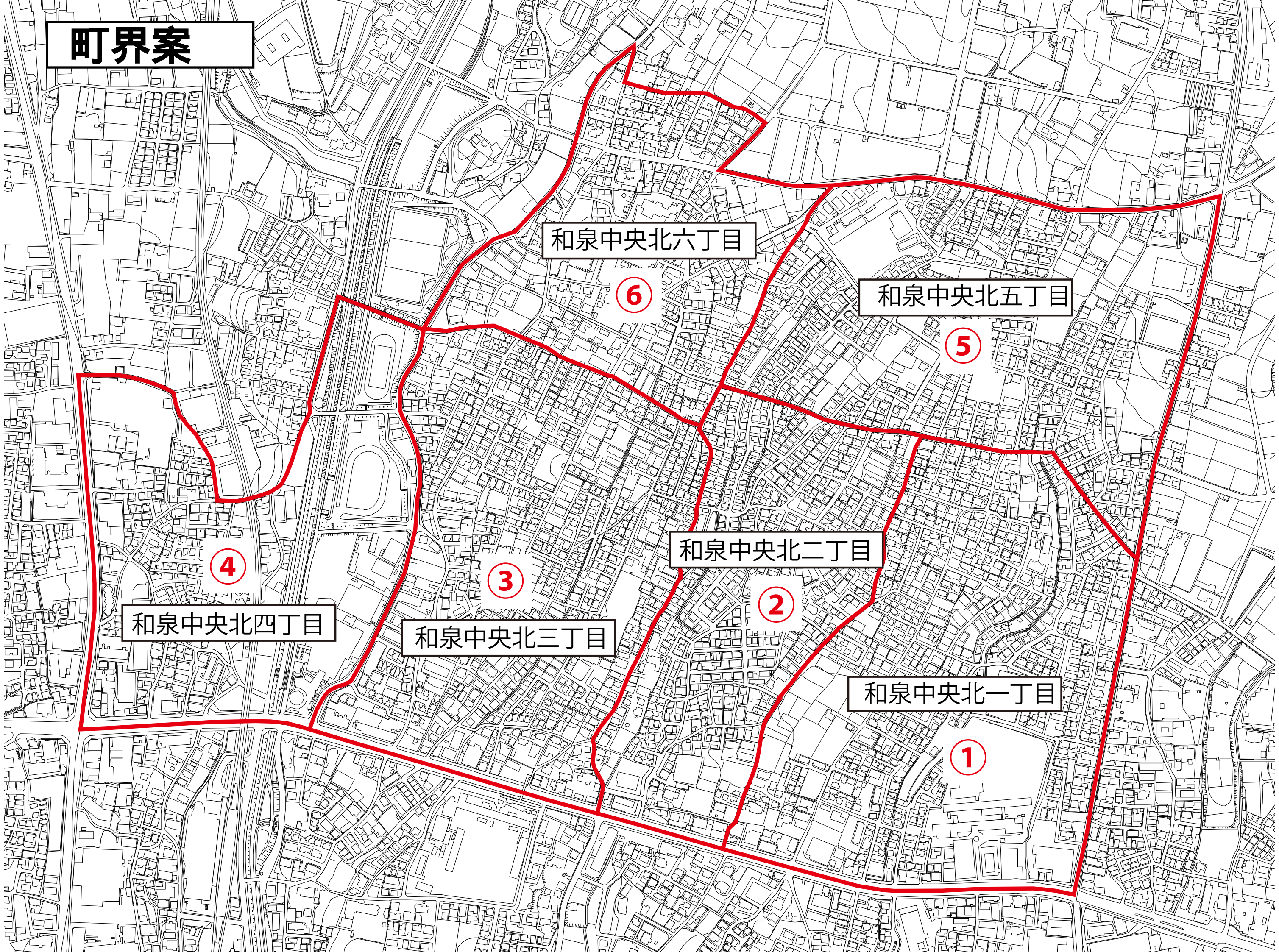
④

和泉中央北三丁目

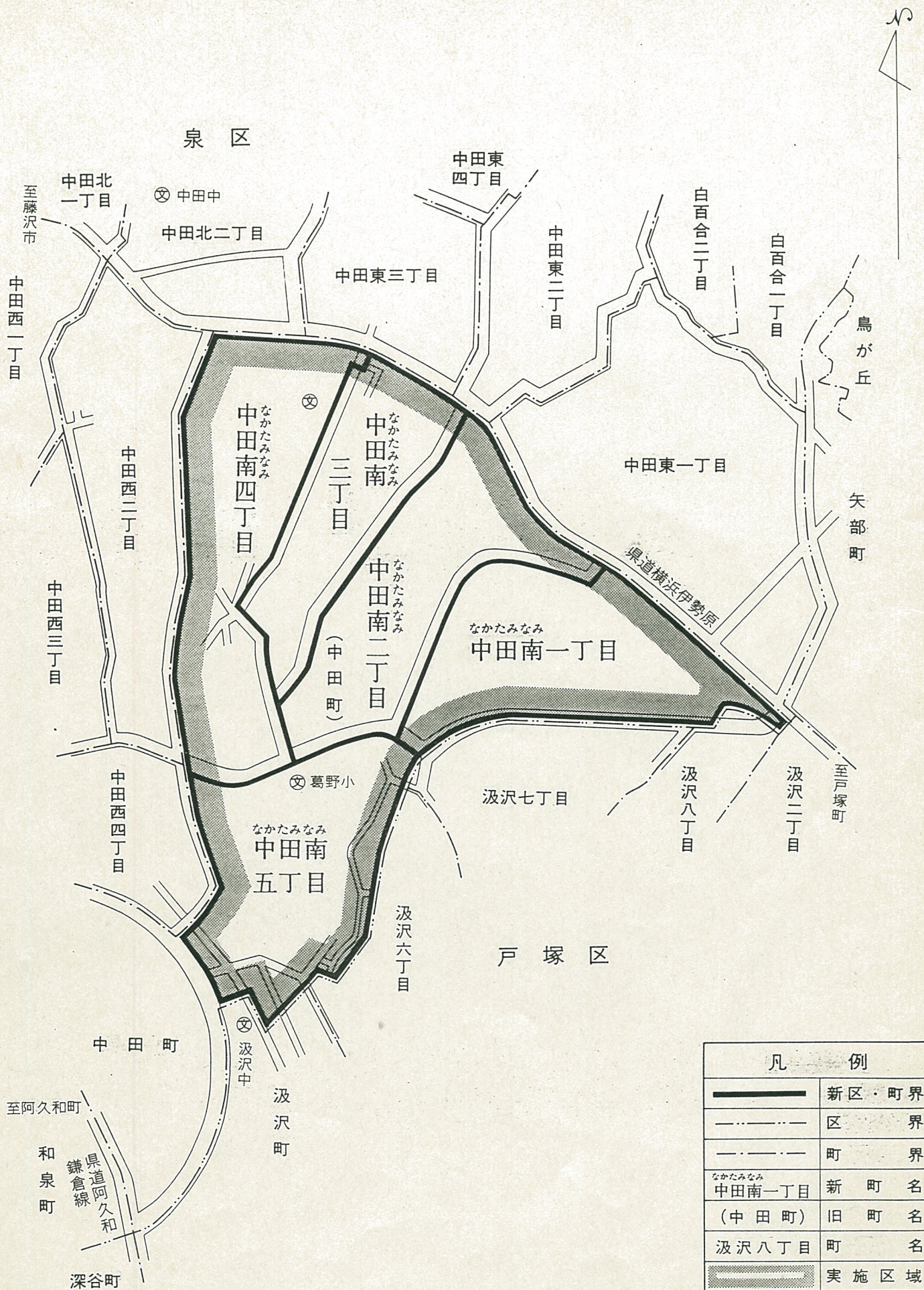
③

和泉中央北一丁目

①

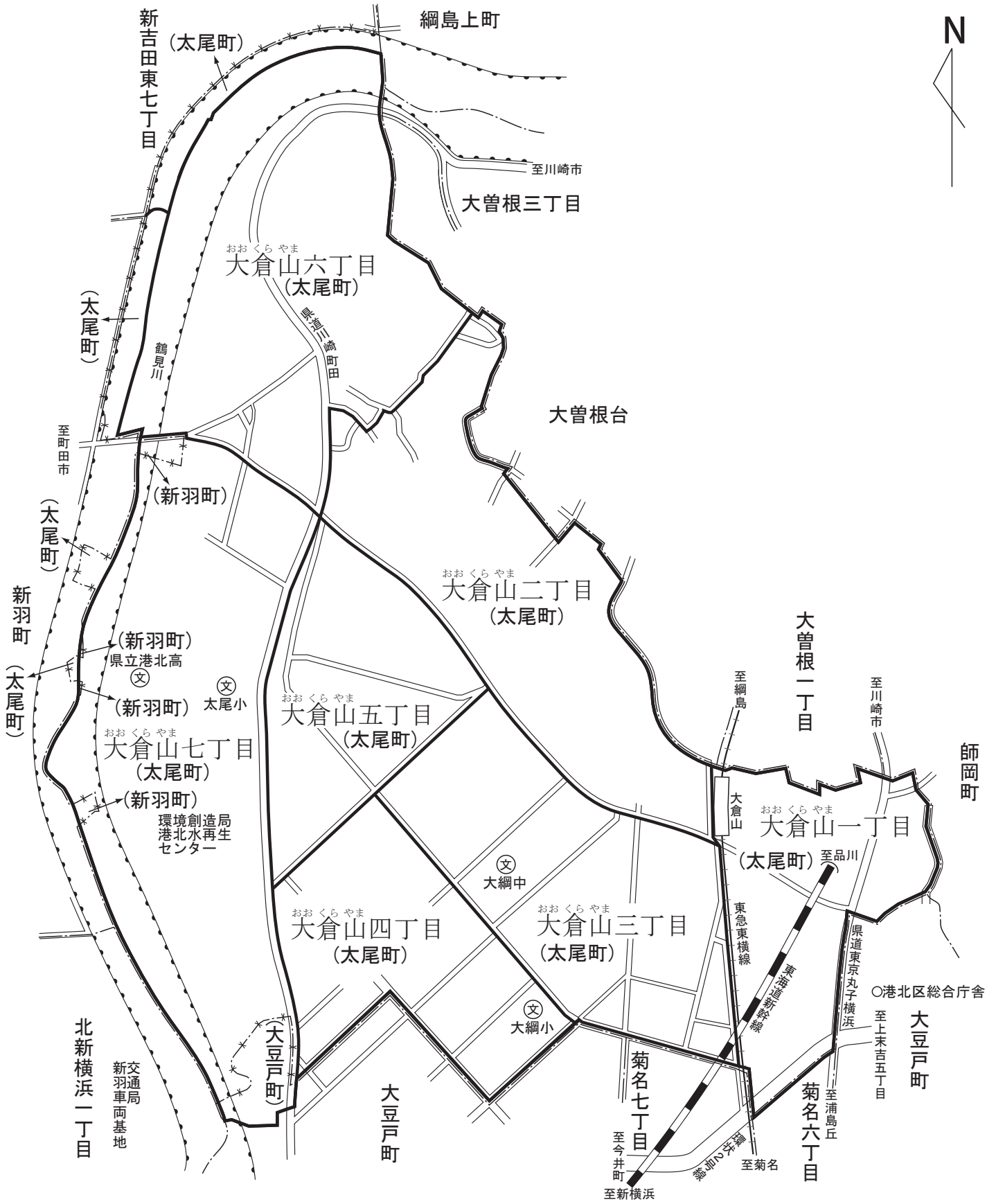


泉区における住居表示実施区域図



凡 例	
	新区・町界
	区 界
	町 界
	新 町 名
	旧 町 名
	町 名
	実施区域

港北区における町区域の設定、変更及び廃止図



凡 例	
———	新 町 界
- * - * - * -	旧 町 界
-----	町 界
おおくらやま 大倉山一丁目	新 町 名
(太尾町)	旧 町 名